

# 恵庭市認可保育所等利用調整基準

入所日・令和5年1月1日から適用

認可保育所等＝認可保育所、認定こども園(保育園クラス)

児童氏名

## 1.基本点数表

保育の必要な理由				点数		備考	
				父	母		
1 就労	就労時間は、休憩・通勤時間を含む	被雇用者・自営(中心者)	月の就労日数が20日以上	月就労時間数150時間以上	10	10	
				月就労時間数120時間以上150時間未満	9	9	
				月就労時間数80時間以上120時間未満	8	8	
			月の就労日数が16日以上20日未満	月就労時間数48時間以上80時間未満	7	7	
				月就労時間数150時間以上	9	9	
				月就労時間数120時間以上150時間未満	8	8	
		月の就労日数が16日未満	月の就労日数が16日以上20日未満	月就労時間数80時間以上120時間未満	7	7	
				月就労時間数48時間以上80時間未満	6	6	
				月就労時間数150時間以上	8	8	
			自営(協力者)・在宅勤務・内職	月の就労日数が20日以上	月就労時間数120時間以上150時間未満	7	7
					月就労時間数80時間以上120時間未満	6	6
					月就労時間数48時間以上80時間未満	5	5
	月の就労日数が16日未満	月就労時間数150時間以上		8	8		
		月就労時間数120時間以上150時間未満		7	7		
		月就労時間数80時間以上120時間未満		6	6		
	2 妊娠・出産	産前8週・産後8週	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで	入院	10	10	
				居宅内療養で常時臥床	10	10	
	3 疾病・障がい	保護者の疾病	保護者の障がい	居宅内療養で月複数回の通院加療を要する	7	7	
				居宅内療養で上記以外の自宅療養	5	5	
				身体障害者手帳1・2級、療育手帳A	10	10	
聴覚障がい3～6級				7	7		
保護者の障がい		保護者の障がい	身体障害者手帳3級、療育手帳B	5	5		
			同居親族等の介護・看護	月150時間以上	10	10	
			月120時間以上150時間未満	同居親族等は、保育園等に入園していない障がい児も含む	9	9	
			月80時間以上120時間未満	8	8		
4 同居親族等の介護・看護	月48時間以上80時間未満	同居親族等は、保育園等に入園していない障がい児も含む	月48時間以上80時間未満	7	7		
			5 災害復旧	—	—	10	10
6 求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている	—	—	10	10		
7 就学	月就学時間120時間以上	月就学時間48時間以上120時間未満	月就学時間120時間以上	8	8		
			月就学時間48時間以上120時間未満	7	7		
8 虐待・DV	虐待のおそれがある	DVのおそれがある	児童相談所長通知が出された世帯等	100	—		
			家庭裁判所から保護命令が出された世帯等	50	—		
9 育児休業	認可保育所等に入所中で、当該育児休業の間、引き続き保育が必要	—	—	7	7		
10 その他市長が必要と認める	特に必要と認める場合	—	—	1-10	1-10		

※保育の必要な理由「障がいのある4歳以上児の受入」…本利用調整基準対象外。保育所等の受け入れ体制等を考慮して、別に利用調整を行う。

## 2.調整点数

保護者および世帯の状況		点数	備考
1 世帯類型	ひとり親世帯	11	
	ひとり親世帯で祖父母等の同居者がいない家庭	1	
	保護者の一方の点数の決定が困難と認められる事情がある世帯	10	
	障がい者のいる世帯	1	
	生活保護受給世帯	3	
2 就労・保育手段	ひとり親世帯で、かつ就学中	2	
	ひとり親世帯で、かつ求職中	5	
	生計中心者等が保育の必要な事由のうち「求職活動」に該当し、かつ、保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる世帯(ひとり親世帯のうち、離婚直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるなど)	2	
	父母のうちいずれかが単身赴任をしている世帯	1	
	児童と同居の祖父母が65歳未満で児童の保育が可能な世帯	△3	
3 産休育休・兄弟姉妹	産休明け・育休明けによる入所	4	いずれか1つ
	兄弟・姉妹が既に入所している	6	
	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹が既に入所している	8	
	被雇用者が、子の1歳6ヵ月までの育児休業期間終了を迎え、育児休業の延長ができない	6	
	兄弟・姉妹と同時入所申込	2	
4 転園	第3子以降の入所申込	1	
	年度当初	1	
	廃止となる保育園から転園	50	
	転居などによる通園困難	2	
	小規模保育事業所等次年度に受け入れクラスがない	20	
5 その他	連携施設等(認可外含む)からの転園	5	
	保育士等資格保有者が恵庭市内の認可保育所等で保育業務に従事	月労働時間数120時間以上	40
	同一認定子ども園において1号から2号認定に変更する	月労働時間数48時間以上120時間未満	30
	保育料を正当な理由なく滞納している	—	△3
	1～3月に入所し、4月以降も同園の入所の継続を希望する	—	5

3「既に入所している」とは、第1希望の認可保育所等に入所児童の兄弟姉妹が支給認定を受けて入所中の場合。認定こども園の場合、兄弟姉妹が1号認定を受けて入所している場合を含む。

4「転園」…事業所内保育事業所の従業員枠を利用中の場合、当該項目は加算せず、新規申込として評点する。

## 3.同点時の優先順位

同点時は次の表に記載する順に優先する。

順位	項目
1	兄弟・姉妹が既に入所している
2	多子世帯
3	市町村民税非課税世帯
4	市町村民税の所得割額が低い世帯
5	申込児童が障がい児
6	核家族世帯
7	世帯の状況から総合的に判断